

溝辺都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，溝辺都市計画区域においては，「みどり豊かな鹿児島空港のまち」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

溝辺都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	2
主要用途の配置の方針	2
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
主要な市街地開発事業の決定の方針	7
市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
基本方針	7
主要な緑地の配置の方針	7
実現のための具体の都市計画制度の方針	8
主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

溝辺都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道や鹿屋市を起点とし野田町を終点とする国道504号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、鹿児島県のほぼ中央に位置し、昭和47年の鹿児島空港開港、昭和51年の九州縦貫自動車道溝辺鹿児島空港インターチェンジの開設以降、流通業務・物流などの広域高速交通を利用する産業や空港関連サービス業などの産業の立地誘導と定住人口の増加を目指して都市づくりに取り組んでいる。

その結果、若年層を中心とする人口流入が図られ、人口は増加傾向にある。しかし、目標としていた市街地人口や産業立地が実現されていないなど、本区域の立地環境を十分に活かしていきれていない状況も見られる。

恵まれた地理的条件を活かして、持続的な発展を続けていくため、空港と地域を連絡する交通網や訪れる人々が地域の環境・文化にふれあうことのできる場などの交流基盤を拡充すること、流入増加する人口に対応した良好な住宅地の供給による住環境を整備すること及び従来の緑豊かでうるおいのある農村生活環境・農業生産環境の保全による活力を維持していくことが必要となっている。

このようなことから、

「みどり豊かな鹿児島空港のまち」

を基本理念として、次の3つの基本方針にもとづき、まちづくりを進める。

“ 空港のまち ” のいきいきした交流を育む都市づくり

鹿児島空港と周辺地域を円滑に連絡する幹線道路網を整え、どこからも空港にアクセスできるとともに、その交通利便性を利した活力ある産業土地利用の推進、観光交流機能の強化など、広域交流の基盤の整備を図る。

定住を促す魅力的で住みよい都市づくり

土地区画整理事業などにより市街地の面的基盤を整え、良好な住宅地を整備供給するとともに、周辺自然環境と調和した美しい街並みを誘導し、身近な生活拠点機能を集積して、快適な居住環境の整備を図る。

農村のうるおいとまちなぎわいが調和する都市づくり

緑豊かな農村環境、山林自然環境と調和共存する計画的な都市的土地利用を図るとともに、空港周辺市街地と溝辺町役場周辺などの基幹集落を連絡する道路を整備し、相互の機能分担と連携による地域の均衡ある発展を図る。

また、都市計画区域外についても、今後の都市化の動向を勘案し、必要に応じて良好な環境を育成するための都市計画制度の適用を検討する。

2) 地域毎の市街地像

空港前地区（広域交流拠点）

国道 504号の溝辺鹿児島空港インターチェンジから溝辺町役場周辺地区までの間を、様々な都市機能が連担する都市軸と捉え、特に、鹿児島空港と隣接する区間の沿道市街地を広域の“活気ある空の玄関”となる広域交流拠点と位置づけて、商業業務施設の集積、交流施設の整備、土地利用の高度化を図るものとする。

陵南・原村・論地・西原・石峯地区（緑豊かな住宅市街地）

広域交流拠点と隣接する九州縦貫自動車道以西の一団の市街地と石峯地区を周辺自然環境、田園環境と調和する緑豊かな住宅市街地とし、快適で魅力ある定住環境の面的整備を進める。

なお、幹線道路沿道については、後背の住宅環境と調和の取れた生活サービス施設や沿道型産業施設の立地を計画的に誘導する。

十三塚原地区（インター周辺流通業務拠点）

九州縦貫自動車道溝辺鹿児島空港インターチェンジ南側の十三塚原地区において、隼人都市計画区域と一体となった新たな流通業務拠点の形成を進める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域を含む溝辺町の人口は微増を続けており、将来とも人口は微増傾向にあるものと予測される。この人口増に伴う将来的な土地需要に対しては、用途地域の指定されている市街地において土地区画整理事業による面的整備により良好な宅地供給が実施されていることから対応可能であると判断される。

また、商品販売額や製造品出荷額についても、今後増加すると予測されるが、これらの産業の発展に伴う将来的な土地需要は現在整備が進められている臨空団地及び現市街地内で対応可能であると判断される。

これらのことから、本区域における急激かつ無秩序な市街地拡大の可能性はないものと判断される。

一方、本市街地は農地及び山林等と近接しているが、農業振興地域の整備に関する法律や森林法による土地利用規制で自然的環境の保全が図られていると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業地

国道 504号と県道隼人加治木線の交差点周辺を商業地として位置づけ、商業施設や空港に関連したホテル、業務施設の立地する商業・業務地として機能誘導を図る。

b 流通業務地

空港に面する国道 504号沿道及び県道隼人加治木線沿道の準工業地域が指定されている地域を流通業務地として位置づけ、前者は空港関連業務施設、後者は幹線道路沿道施設の立地の誘導を図る。

また、九州縦貫自動車道溝辺鹿児島空港インターチェンジ南側の十三塚原地区(農工団地)を、隣接する隼人都市計画区域を含めて流通業務地として位置づけ、基盤整備及び機能導入を進める。

加えて、南九州の拠点空港である鹿児島空港を、流通業務地として位置づける。

c 住宅地

陵南・原村・論地・西原・石峯地区を、周辺の自然環境や田園環境と調和した緑豊かな住宅地として位置づけ、快適で魅力ある定住環境を整備していく。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地については良好な住宅地の基盤を確保するため、麓第一土地区画整理事業を進めるとともに、その他の地区も土地区画整理事業等の面的な基盤施設整備事業の導入を検討する。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

原村地区及び論地地区の斜面緑地は、市街地内の良好な自然的環境として残されており、これらの緑地の保全に努める。

また、麓第一土地区画整理事業区域等において、生垣等による宅地内の緑化修景のあり方について検討し、うるおいのあるまちづくりを進める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地部分は台地上部にあり、その外側は崎森川、^{ひきやま}日本山川に向かって落ち込んでおり、この斜面地は森林として利用され、緑豊かな環境が形成されていることから、今後ともこれらの保全に努める。

e 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

北原、石峯等の市街地以外の集落は、周辺森林や農地との調和を図りつつ、その居住環境の維持・改善を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として、東西方向に県道隼人加治木線，県道伊集院蒲生溝辺線及び南北方向に九州縦貫自動車道，国道504号が位置している。

本区域には鹿児島空港がある。また，鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ外環状線である県道伊集院蒲生溝辺線の整備が進められているとともに，北薩横断道路が計画されている。

このように，広域交通体系の整備が進められているが，鹿児島空港へのアクセス機能をさらに高めるため，広域交通の利便性を強化していくことが課題である。

また，市街地を支える都市幹線道路の整備水準は低く，面的整備等と合わせて，その整備を進めていくことが課題である。

加えて，住民の生活を支えるため，バス交通の利便性を強化していくことが求められる。

このような状況を踏まえ，本地域の交通体系は次の基本方針のもとに整備を進める。

本県交通網の空陸要衝の地として，広域的な産業活動や人的な地域間交流の一層の円滑化を図るため，地域高規格道路や国道，県道の未整備区間の整備を進める。

市街地を支える幹線道路の整備を進めるものとし，その整備にあたっては，高齢化に対応しバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全・快適な環境づくりや，植栽等がなされたうるおいある環境づくりに努めるものとする。

公共交通は高齢社会において誰もが快適に移動する手段として重要であり，既存バスの存続と交通弱者等の移動手段に対する利便性の向上を図る。

イ 整備水準の目標

道路については，交通体系の整備方針に基づき，地域高規格道路，主要幹線道路，都市幹線道路について，整備中区間の早期完成を図り，未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
地域高規格道路	地域高規格道路を配置し，その整備を図る。 ・北薩横断道路

主要幹線道路	本区域の南北方向の主要な道路の整備を図る。 ・都市計画道路3・2・1号空港線(国道 504号) 鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ外環状道路の整備を図る ・県道伊集院蒲生溝辺線
都市幹線道路	南北方向の道路の整備を図る。 ・都市計画道路3・4・2号久保山北原線 ・町道馬立北原線 東西方向の道路の整備を図る。 ・都市計画道路3・5・3号論地通線 ・都市計画道路3・5・6号麓北通線

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、以下のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	主要幹線道路： ・都市計画道路3・2・1号空港線（国道 504号） ・県道伊集院蒲生溝辺線 都市幹線道路： ・都市計画道路3・4・2号久保山北原線 ・都市計画道路3・5・6号麓北通線 ・町道馬立北原線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の生活雑排水の処理は、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき合併処理浄化槽により行うことが方向づけられている。本区域ではこの位置づけを踏まえ、快適な居住環境及び水質の保全を図るため、住民の環境に対する意識啓発活動を通じ合併処理浄化槽の普及を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

概ね20年後には、区域全域で合併処理浄化槽の設置の普及を進め、区域全域において処理可能となることを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

区域全域で合併処理浄化槽の設置を推進するものとするが、必要に応じて、新たな生活雑排水処理の方法を検討する。

イ 河川

本区域には、崎森川、日木山川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じ整備を検討する。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

快適で文化的な生活空間を確保するため、ごみの減量化と分別収集によるリサイクルや合併処理浄化槽の導入を図りながら、広域的な連携を基本として、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備を検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみは一部事務組合（始良郡西部衛生処理組合）により処理されており、処理施設としては吉田町に整備済である。今後もこのような広域的見地から適切なごみ処理に努める。

イ し尿処理施設

し尿は一部事務組合（始良郡西部衛生処理組合）により処理されており、処理施設としては加治木町に整備済であり、これらの施設の適正な維持・管理に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じ整備を検討する。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、空港周辺の市街地形成を進めており、現在麓地区42.5haの土地区画整理事業を実施している。

今後とも、基盤未整備地区における面的基盤整備事業の実施の可能性を検討し、その実現に努めるものとする。

地区名	整備方針
麓第一地区	現在施行中の土地区画整理事業の円滑な進捗を図る。

市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業は、以下のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	麓第一地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域には、西側に斜面緑地、東側の台地上に畑が広がっている。

西側の斜面緑地は市街地を縁取り、景観・環境面で貴重な緑となっておりと同時に、崖崩れの防止等防災面に大きく寄与している。また、東側の畑は、広々とした農村景観を形成している。

このように、本区域の自然的環境は住民の生活等において重要な役割を果たしている。加えて、価値観の多様化や地球環境問題等に対応して、ますます自然的環境の役割は重要になることから、今後ともこの良好な自然的環境の保全・活用を図っていく。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	原村地区，論地地区	原村地区，論地地区におけるまとまった斜面樹林地は、市街地の緑地の核となるものであり、これらの緑地の保全を図る。
	崎森川，日木山川沿いの斜面緑地	市街地のある台地から、崎森川，日木山川に向かって連なる斜面緑地は、本区域の緑の骨格を形成するものであり、その保全を図る。

b レクリエーションシステムの配置	市街地全体	麓第一土地区画整理事業に合わせて街区公園等の整備を図るとともに、その他の市街地においても街区公園等の適正な配置を検討し、市街地の整備に合わせて整備を進める。
	集落地区	市街地以外の集落地区では、未利用地等を活用した日常的に利用できる広場の整備を進める。
c 防災システムの配置	区域全体	土砂災害を防止するため、保安林をはじめとして、斜面緑地の保全を図る。
d 景観構成システムの配置	都市計画道路の道路緑化	都市計画道路空港前線は植樹がなされ良好な沿道環境が形成されており、その他の都市計画道路の整備にあっても、花や樹木の植栽を進める。

実現のための具体の都市計画制度の方針

主要緑地の配置の方針を踏まえ、住区基幹公園や都市基幹公園などの都市公園の配置を検討するとともに、本区域にとって重要な緑地の保全のあり方を検討し、公園の整備や地域制緑地の指定等に努める。

主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

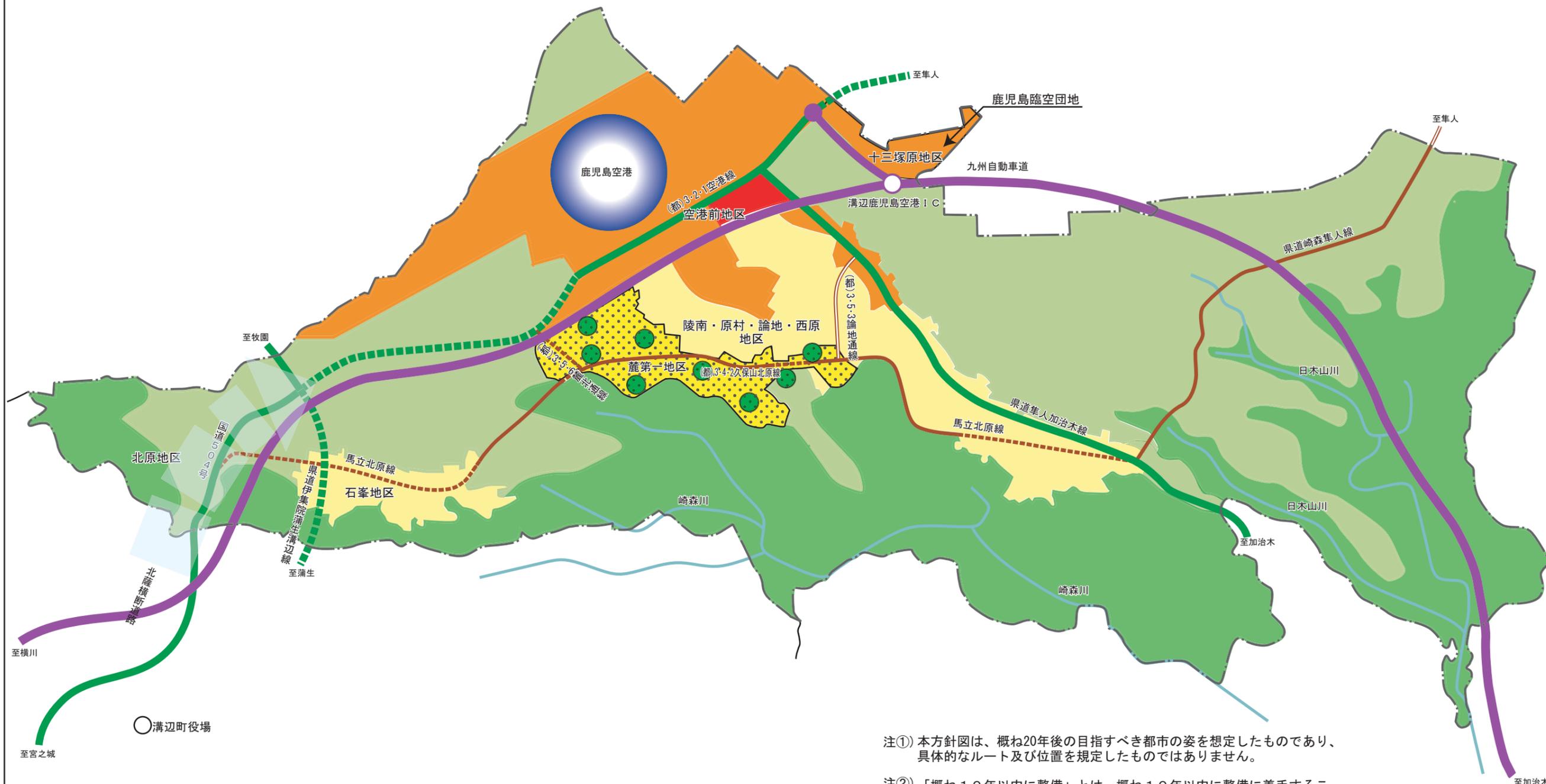
概ね10年以内に整備するものは、以下のとおりである。

種別	名称等	規模
街区公園	8か所	約1.3ha

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが、原村地区、論地地区の斜面樹林地の指定を検討するとともに、開発等により良好な環境が喪失する恐れが生じた場合など、必要に応じて指定をの検討を行うものとする。

溝辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① 本方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

住宅地	市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)	鉄道	主要幹線道路 (概ね整備済み)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
商業地		高規格幹線道路	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)	公園・緑地
流通業務地		地域高規格道路	都市幹線道路 (概ね10年以降)	港湾・空港・飛行場
農業ゾーン			都市幹線道路 (概ね整備済み)	河川
樹林地ゾーン			都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	都市計画区域界
			都市幹線道路 (概ね10年以降)	

